

勝山市農業委員会 農業委員募集要項

- 1 募集人数 1人
- 2 任 期 令和8年7月1日から令和9年8月31日まで
- 3 身 分 勝山市の特別職の非常勤職員
- 4 職務内容
 - 農地の権利移動や転用に係る許認可業務
 - 担い手への土地の集積・集約化
 - 耕作放棄地の発生防止・解消
 - 新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導等担当地域：片瀬、片瀬町、元町、昭和町、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町
- 5 委員報酬 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例に定める額
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

 - (1) 勝山市の一般職職員
 - (2) 未成年者
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (4) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (5) 他の法令等で兼職が禁止されている者
- 7 推薦をする者の範囲

農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者（推薦する者が個人の場合は、推薦日において成年でなければならない。）
- 8 推薦および応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、持参又は郵送により、勝山市農業委員会事務局までご提出ください。
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

 - (1) 応募様式
 - 個人が推薦する場合 →（農委様式1）
3人以上の連名により推薦が必要であり、そのうち1人を代表者として指定して推薦ください。
 - 法人または団体が推薦する場合 →（農委様式2）
農業者が組織する団体その他の関係者団体等からの推薦です。
 - 自ら応募する場合 →（農委様式3）

(2) 添付書類

ア 被推薦者（推薦を受ける者）または応募者が市外在住である場合は、当該者の住民票（本籍記載、発行後3か月以内のもの）

イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（認定農業者である個人又は認定農業者である法人の役員若しくは使用人）である場合は、認定農業者であること証明する書類の写し。ただし、認定申請中の場合は、市が指定する日までに認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

(3) 様式の入手方法

○ 勝山市農業委員会事務局 窓口

住所：勝山市元町1丁目1番1号 電話：0779-88-8115

○ 勝山市のホームページ：<https://www.city.katsuyama.fukui.jp/>

9 受付期間 令和8年3月11日（水）から令和8年4月10日（金）まで【必着】

* 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

* 書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に勝山市のホームページ等により公表します。

1 0 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒911-8501 勝山市元町1丁目1番1号

勝山市農業委員会事務局（市役所1階） 電話 0779-88-8115（直通）

1 1 選定方法

提出された書類をもとに選定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）結果については、勝山市のホームページ等により公表し、結果に係る通知文書を応募又は推薦に応じた者に発送します。

1 2 その他

受付期間の中間及び期間終了後に勝山市のホームページ等で、提出のあった推薦および応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、生年月日及び性別

(2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数および構成員の資格・推薦者の性格がわかる事項

(3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況、認定農業者等であるか否かの別

(4) 推薦又は応募の理由